

2019年度 第4回

町田市障がい者施策推進協議会

2020年1月21日(火)

町田市地域福祉部障がい福祉課

午後6時30分 開会

○岡担当課長 定刻になりましたので、2019年度第4回町田市障がい者施策推進協議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めます障がい福祉課担当課長の岡と申します。よろしくお願いいたします。

本日、会議の議事録作成のために委託業者の会議録研究所が同席しております。

会議録は、町田市附属機関等の設置及び運営に関する指針に基づき町田市のホームページに掲載させていただきます。ご理解をお願いいたします。

また、聴覚障がいの方の情報保障として、手話通訳の方にも同席いただいております。発言者の方は前の方の通訳が終わりましたから、お名前をおっしゃった後、次の発言をしていただけますようご配慮をよろしくお願いいたします。

それでは、まず、事前送付いたしました資料の確認をいたします。

まず1点目として次第、資料1「町田市の障がい者に関する計画について」、資料2「(仮称)町田市障がい者福祉計画21-26の策定について」、資料3「計画策定の進め方について」、資料4「計画策定のスケジュール(案)」、資料5「町田市暮らしの状況・生活の困り事に関する調査 報告書案」、資料6「障がい者理解の促進に向けた公演チラシ」、資料7「日中サービス支援型グループホームについて」以上となります。足りない資料はございませんでしょうか。

続きまして、本日、机上に置かせていただきました当日配付資料の確認をいたします。

当日配付資料1「諮問書写」、当日配付資料2「ハローワーク町田障がい者雇用の状況(令和元年度)」以上となります。

もし不足の書類がございましたら事務局のほうでお持ちいたしますので、挙手いただければと思います。

なお、本日、会議の途中で第5次町田市障がい者計画及び町田市障がい福祉事業計画(第5期計画)を参照いただく場面がございます。お持ちでない方は挙手をお願いいたします。今、お届けします。

1点、資料の訂正がございます。次第になりますが、「報告事項」の左の数字が今【3】となっておりますが、正しくは【4】になりますので、こちらの数字を「4」に、その下、その他の左の数字を【5】に、閉会の左の数字を【6】にそれぞれ訂正いただければと思います。申しわけございませんでした。

それでは、次第【2】諮問に移ります。

諮問に先立ちまして、地域福祉部長の神田からご挨拶を申し上げます。

神田部長、よろしく申し上げます。

○神田部長 皆さん、こんばんは。

本日はお忙しいところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

地域福祉部長の神田と申します。よろしく願いいたします。

本来であれば市長の石阪がご挨拶をすべきところではございますが、あいにく別の公務があり出席できないため、私が代わりにご挨拶を申し上げます。

これまでも、協議会の皆様のご協力を得て障がい者に係る計画を策定、そして推進してまいりました。本日は、その計画の改定作業をスタートさせるに当たり、改めて委員の皆様にご協力をお願いするものでございます。

また、今回の改定におきましては、市が策定している障がい者に関する2つの計画を一本化いたします。これまで以上に委員の皆様のお知恵をお借りすることになるかと思えます。よりよい計画、そして実効性のある計画になりますよう、事務局職員も努力してまいります。何とぞ活発なご議論をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、インフルエンザ等はやっておりますので、健康には十分ご注意くださいますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○岡担当課長 それでは、委員の皆様を代表して岩崎会長に諮問書のお渡しをいたしますので、岩崎会長、前までお願いいたします。

○神田部長 諮問書。

町田市障がい者施策推進協議会会長、岩崎晋也様。

町田市障がい者施策推進協議会条例（平成22年10月町田市条例第29号）第2条の規定により、下記のとおり諮問いたします。

記。

1、諮問事項。

（仮称）町田市障がい者福祉計画21-26の策定に関すること。

2、諮問理由。

当市では、障害者基本法に基づく障がい者施策の基本計画である「障がい者計画」と、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の提供に関する「障がい福祉事業計画」をそれぞれ策定しております。

2020年度におきましては、現行の「第5次町田市障がい者計画」並びに、「町田市障がい福祉事業計画（第5期計画）」の計画期間満了を機に、2つの計画を一体化した「（仮称）町田市障がい者福祉計画21-26」の策定を行います。

このため、当該計画の策定にあたり、町田市障がい者施策推進協議会条例（平成22年10月町田市条例第29号）第2条に基づく諮問を行うものです。

2020年1月21日、町田市長、石坂丈一。

よろしくお願いいたします。

○岩崎会長 承りました。

○岡担当課長 以上をもちまして諮問を終了いたします。

なお、他の公務がございますので、神田部長はここで退席いたします。

○神田部長 よろしくどうぞお願いいたします。

○岡担当課長 それではここで、改めて、市の障がい者に関する計画や次期計画策定の概要等について事務局からご説明申し上げます。

○後藤主任 事務局の後藤です。よろしくお願いいたします。

先ほど協議会に諮問が行われました（仮称）町田市障がい者福祉計画21-26の策定につきまして、ご説明させていただければと思います。

資料1から4をお手元にご用意ください。

先ほど計画の策定に関することということで諮問がありましたけれども、次回立てる計画が（仮称）町田市障がい者福祉計画21-26、これは仮のタイトルなので（仮称）とついているんですけども、現在の第5次町田市障がい者計画、町田市障がい福祉事業計画（第5期計画）が2021年3月までの計画期間となっております、こちらはその次の計画になります。

資料1をごらんください。

計画策定に当たって、そもそも町田市の障がい者に関する計画、こういったものがあるのかというところを、新しい委員もいらっしゃいますので、おさらいも含めてご説明させていただければと思います。

第5次町田市障がい者計画と、町田市障がい福祉事業計画（第5期計画）と大きく2つの冊子に分かれておりまして、まず第5次町田市障がい者計画、猿の絵が描いてあるほうですけども、こちらが障害者基本法に基づく障がい者に係る市の施策の方向性を示した理念計画となっております。学び、暮らし、働くこと、医療など扱う分野が多岐にわたっております。こちらの第5次町田市障がい者計画の中から、学びとか暮らしとか多岐にわたった分野、福祉以外

の分野も含めて具体化したものが町田市独自の通称「実行プラン」となっております。こちらは、障がい者計画で定めた施策の方向性に沿って具体的な事業と目標値を設定しまして、計画の進捗管理を行うための附属資料となっております。

続いて、この障がい者計画の中から福祉のサービスの分野を特に具体化したものが、町田市障がい福祉事業計画（第5期計画）となっております。こちらは策定根拠が障害者総合支援法になっておりまして、障害福祉サービス等の福祉に関する実施計画となっております。国の指針に基づく福祉の成果目標、サービス支給の見込み量、方策等の内容となっております。

このように大きく分けて2つの計画、冊子としては3冊に分かれていたんですけども、次の計画ではそれらを一体化して策定する予定でございます。

資料2をごらんください。

「（仮称）町田市障がい者福祉計画21-26の策定について」ということで、これまで5次、5期にわたって策定してきた障がい者計画並びに障がい福祉事業計画について、計画期間の満了状況が揃う今回の改定のタイミングで一体化して、策定を行います。

一体化の目的といたしましては、障がい者計画（理念計画）と障がい福祉事業計画（福祉分野の実施計画）の期間のずれ、これまでは障がい者計画が5年、事業計画が3年というところでずれがあったのですが、今回終わりが揃うので、そちらを1つにすることで2つの計画の整合性をより高めるといった目的がまず1つあります。

続いて、2番です。計画の構成を見直すことで、これまで別々に行っていた振り返り作業をまとめて行えるようにしまして、進捗管理をしやすくするというところも目的となっております。

3つ目。構成をできる限りシンプルに整理することで、市民にとって見やすい計画とし、町田市の障がい者施策により関心を持ってもらうという目的があります。

こちらに2015年から始まる年表のような図がありますけれども、これまでこのようにそれぞれ別々に策定していた計画を、次の2021年から始まる計画では一体化するという図になっております。

次期計画の計画期間は6年間とし、2020年度から――すみません、1年ずれていますね。2021年度から2023年度までの3年間を前期、残りの期間を後期として冊子を分けます。「基本理念」や「計画の進捗管理」の部分については6年間不変のものとしませんが、後期計画の策定に当たっても再掲します。なので、この図で言うと2021年からの前半の3年間と後半の3年間で冊子が分かれるようなイメージになります。

続いて、資料2の裏面は、これまで分かれていた冊子がこのように1冊になりますという模式図になっております。

続いて資料3、計画策定の進め方についてです。

こちら、先ほど諮問があったと思うんですけれども、障がい者施策推進協議会で計画の策定について諮問を受けましたので、障がい者計画部会、就労生活支援部会、相談支援部会の各専門部会と連携しながら、協議会で計画策定を進めていきます。

こちらで素案の作成と検討を行いまして、完成した素案を市長に答申する形になります。障がい福祉課が事務局として入りまして、庁内の関係部署との調整等も行います。今回、障がい者計画には障害福祉サービス以外の分野も引き続き入ってまいりますので、庁内関係部署等と連携をとりながら策定を進めてまいりたいと思っております。

続いて、資料4をごらんください。

こちらが計画策定のスケジュールとなっております。

本日1月21日、計画策定の諮問から始まりまして、3月に各専門部会に計画策定の概要説明を行います。4月から本格的に策定に入ってまいりまして、ざっくりとした数なんですけれども、施策推進協議会、計画部会、就労部会、相談部会でパブリックコメント用の素案の検討・作成を行ってまいります。10月に協議会でパブコメの素案の承認を行いまして、11月にパブコメ実施となっております。こちらのパブコメで市民からの意見を広く募集する形になっております。1月にそのパブコメの結果を踏まえて、素案等をまた検討・作成いたしまして、こちらの障がい者施策推進協議会で答申素案の承認、2月に市長答申を行いまして、3月に策定完了というスケジュールになっております。

概要をざっくり説明させていただきました。

資料の説明としては以上になります。

○岡担当課長 今の説明に関しまして、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ここからは進行を岩崎会長にお渡しいたします。

岩崎会長、よろしく願いいたします。

○岩崎会長 本年もどうぞよろしく願いいたします。

次第【3】議事、町田市暮らしの状況・生活の困り事に関する調査結果の報告と検討ということで、事務局から概要の説明や報告を受けた後、ご意見、ご質問をいただきたいと思っております。

なるべく意見交換に時間をとりたいと思っておりますので、簡潔にご説明をお願いいたします。

○安次富主任 事務局の安次富です。

資料5をごらんください。

「町田市暮らしの状況・生活の困り事に関する調査報告書（案）」ということで付議させていただきます。

説明の前に、今回の調査は調査票が4種類ございました。障害福祉サービスを利用されている方向けの調査と、サービスを利用されていない方向けの調査、それから施設入所されている方向けの調査と精神科病院に入院されている方への調査の4種類に分かれていたんですけども、精神科病院に入院されている患者様への調査につきましては、表紙にも書かせていただいていますように、対象者に宛てて調査票は発送済みですけれども、回収率が低いため、各病院に再度、協力の依頼をしているところでございます。このような状況があるため、本報告書の案には未掲載となっております。最終的には、結果として取りまとめて報告書に掲載する予定となっておりますので、冒頭に補足させていただきます。

それでは、報告書（案）の3ページをお開きください。

調査の目的等について再度ご説明申し上げますと、この調査は町田市障がい者計画及び町田市障がい福祉事業計画の改定に当たり、市内の障がいのある方の率直な意見や考えを伺い、計画策定の基礎資料並びに施策を推進する際の参考とするために実施いたしました。

先ほども説明がありましたけれども、来年度、計画の策定がございまして、その前年度となりますので、策定の基礎資料を得るためにこの調査を実施させていただいているというのが目的でございます。

2、調査の種類につきましては、先ほど少し申し上げましたが、もう少し詳しく調査対象についてご説明させていただきます。

1、サービス利用者調査ということで、こちらにつきましては2019年4月1日現在、町田市に登録があり、障害福祉サービス等を利用している障がい者等を対象に調査を実施いたしました。

2番目、サービス未利用者調査ということで、こちらも2019年4月1日現在、町田市に登録がある19歳以上で障害福祉サービスを利用していない障がい者等を対象に調査を実施しております。こちらについては調査票1とは異なり、19歳以上の方ということで年齢に制限を設けさせていただいております。

それから3、施設入所者調査は、2019年4月1日現在、町田市が支給決定を行い、障がい者福祉施設に入所している障がい者等を対象に調査を実施いたしました。

続きまして3、調査方法と回収状況ということで、まず調査方法になりますが、郵送にて調査票を配付させていただきまして、回収を行うという形式を原則としました。ただし、調査票1のサービス利用者調査と調査票2のサービス未利用者調査につきましては、オンラインでの調査も可としましたので、障がいの状態像等に応じてWebもしくは紙で回答を出せるような形でやらせていただきました。

調査期間は、令和元年8月22日木曜日から9月24日火曜日までのおおむね1カ月間、実施させていただきました。

回収状況につきましては、1、サービス利用者調査につきましては2,220件調査票を発送させていただき、1,247件の回答がございました。回収率は56.2%でした。郵送とWebの回収数につきましては、表に記載のとおりとなります。

2、サービス未利用者調査につきましては、2,000件、郵送にて調査票を発送させていただき、904件回答をいただきました。回収率は45.2%でした。こちらも郵送とWebで実施しておりますが、回収の内訳は記載のとおりとなります。

3、施設入所者調査につきましては、発送数255件に対し159件の回答をいただき、回収率は62.4%という結果になりました。

続きまして4、調査対象別の調査概要の詳細ということで、各調査票でどのように障がい種別ごとの発送数等を決定したかといった経過を記載させていただきました。

サービス利用者調査につきましては、町田市が管理している障害福祉サービス等及び障がい児通所支援の利用者情報に基づき、障がい種別ごと、年齢ごとの構成割合に応じて発送数を決定し、無作為抽出を行いました。

調査表1で身体障がい者につきましては、発送数決定に当たり、年齢層が偏り過ぎないように65歳以上の割合を調整しています。具体的には、65歳以上の方の割合が多くなりますので、少し減らしているというようなことです。

それから視覚障がい及び聴覚・平衡機能障がいにつきましては、もともとの母数が少ないため、調査に必要な発送数が確保できるように、サンプル数の最低ラインを設けさせていただいています。

それから、調査票1につきましては重度重複障がい者に対しても調査票を発送させていただきました。こちらについては身体障害者手帳1級または2級及び愛の手帳1度または2度、身体と知識を重複して持っている障がいのことを「重度重複障がい者」と定義して発送させていただきました。

調査表2、サービス未利用者調査につきましては、町田市が管理している身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）、難病医療費助成受給者の情報から調査表1の対象者を除き、障がい種別ごと、年齢ごとの構成割合に応じて発送数を決定し、無作為抽出を行いました。

こちらにつきましては、65歳以上の方は原則障害福祉サービス等の対象外となりますが、介護保険のサービスを含め、福祉的なサービスを利用していない方のニーズを把握するために、65歳以上の方につきましても必要となる発送数を確保してございます。

3、施設入所者調査につきましては、町田市が管理している障がい者福祉施設の入所者情報から無作為抽出を行いました。発送数の255件というのは、本調査全体の発送数、これはもともと予算で決まっているんですけども、その4,500からほかの調査票の発送数を差し引いた数としました。

調査項目につきましては、5番に記載のとおりとなります。

調査結果を見る上での注意事項として1点補足で説明を申し上げますと、「障がい種別ごと、年齢ごとに、設定した異なる抽出率が一律になるような補正処理は行っていないため、障がい種別ごとに総数として結果をみる場合には、障がい種別ごと年齢ごとに異なる抽出率によって得られた回答を合計した数値及び割合の結果であることに注意が必要」ですということで、発送数の決定のときに構成割合を若干いじっておりますので、本来であれば発送数が少なくなるはずの障がい種別の方たちからもきちんとニーズを聞き取りたいという今回の調査の趣旨がございまして、必要数だけ発送数を確保しておりますので、ご承知おきいただければと思います。

それでは、中身の説明をさせていただきます。

第2章、サービス利用者調査結果です。

こちらについては、ポイントをかいつまんで説明させていただきます。

主に各サービスの利用状況と満足度、障がい者支援センターの認知、利用状況であったり生活の困り事という観点でポイントを絞らせていただきます。

まず、18ページをごらんください。

調査票1のサービス利用者の方々の方々の暮らしの状況としましては、家族と暮らしている方の割合が8割、1人で暮らしている方が1割でした。種別ごとに見ると、ひとり暮らしは身体と精神で15%程度と多くなっております。

続きまして、19ページをお開きください。

問10-1、自宅での生活支援の部分としましては、ひとり暮らし及び家族と同居している人

の半数が何らかの支援を受けているという結果が出ております。障がい種別ごとの下のグラフを見ていただきますと、知的では約7割弱、重度重複障がいの方では8割と、支援を受けている方が多くなっております。

続きまして20ページ、問10-2、自宅で生活の支援を受けていると答えた人の支援内容の内訳は、家族支援が8割、居宅介護や重度訪問介護といった訪問支援サービスの利用が3割弱となっています。訪問支援サービスの利用者は、身体と重度重複の人が中心となっています。

続きまして、21ページをごらんください。

(5) 利用中の訪問支援サービスの満足度です。

訪問支援サービスの満足度は、量、質ともに7割を超える人に満足寄りの回答をいただきました。ただし、不満の理由としましては、時間や回数に関することが中心に出されております。

続きまして23ページ、(6) 補装具や日常生活用具の給付状況です。

補装具並びに日常生活用具の利用者は、調査対象者全体の3割でした。身体と重度重複の人が利用者の中心です。満足度は、補装具では6割の人に満足寄りの回答をいただき、日常生活用具については3割台の方に満足寄りの回答をいただきました。不満の理由としましては、費用面と手続に関することが多かったという結果です。

続きまして、26ページに移ります。

「日中の活動や外出について」という項目の(1) 平日の昼間の過ごし方です。

平日の日中の過ごし方としましては、「福祉的就労や日中活動に参加している」と答えた方が一番多く、続いて「主に自宅で過ごしている」「学校に通っている」「一般就労している」「障がい児の通所施設に通っている」の順番で多かったという結果です。

このうち「福祉的就労や日中活動に参加している」もしくは「一般就労している」もしくは「障がい児の通所施設に通っている」と回答した人に使っている通所サービスを聞いた結果を28ページに記載してございます。使っているサービスごとの人数の内訳が出てございます。

続きまして、30ページです。

(3) 利用中の通所サービスの満足度ということで、通所サービスの満足度は、8割弱の方に満足寄りの回答をいただきました。「不満」と答えた方の不満の理由は、活動内容や日数、回数のほか、職員不足を指摘する声もございました。

続きまして、32ページをごらんください。

外出支援の必要性という項目です。

外出する際の支援の必要性としては、全体のうち6割の人が何らかの支援を必要としている

という結果が出ております。障がい種別ごとに見ると、重度重複や知的の方で外出時の支援ニーズが高いことがわかります。

続きまして33ページ、(5) 外出の際に受けている支援ということで、外出時の支援を必要としている人に外出の際に受けている支援を聞いたところ、家族の付き添いが8割でした。次いで福祉サービスの利用が3割。

その福祉サービスを利用されている方のサービスごとの内訳につきましては、34ページの上に記載してございます。

続きまして、(7) 外出の際に利用している福祉サービスの満足度ということで、外出支援サービスへの満足度は量、質ともに6割の方に満足寄りの回答をいただきました。ただし「不満」と答えた方の不満の理由としましては、時間や回数に関することが中心でした。

続きまして、少しページが飛びます。53ページをお開きください。

53ページ、(3) 町田市の障がい者支援サービスの認知ということで、障がい者支援センターの認知は8割と高い結果となりました。特に知的と重度重複者の方で認知度が高く、身体と精神では7割の方に認知いただいていることがわかりました。年齢別に見ますと、40歳未満では85%程度の方に認知いただいていることが、こちらのグラフからわかります。

続きまして、55ページをお開きください。

先ほどの質問で障がい者支援センターを知っていると答えた人で、障がい者支援サービスの利用経験がある方は、7割という結果が出ております。

続きまして、57ページです。

(6) 障がい者支援センターの満足度は、75%の方に満足寄りの回答をいただき、不満の理由としましては、相談の質や職員の対応に関するものが多かったという結果が出ております。

続きまして、61ページをお開きください。

障がい者支援センターを利用していない方が障がい者支援センターを利用しない理由の主なものとして、「どのような相談や支援が受けられる場所か知らない」という方が3割弱と一番多い結果となりました。

続きまして、少しページが戻ります。49ページをお開きください。

(1) 困ったときの相談先としましては、家族を選ばれた方が7割、次いで医療機関を選ばれた方が5割、友人・知人を選ばれた方が3割、次いで障がい者支援センターが3割弱という結果となりました。

続きまして、62ページをお開きください。

(1) 福祉に関する情報の取得先につきましては、友人や家族であったり医療機関、ヘルパーなど身近な人であったり、最近ですとWebが情報取得先の中心となっております。それに続く形で市役所窓口であったり障がい者支援センターといった公的機関が続いているという結果が出ました。

続きまして、67ページをお開きください。

9、防災のことについてです。

こちらでは災害時の困り事を聞きましたが、避難所での支援内容と、1人で避難できないことを困り事と感じている方が多かったという結果が出ております。

続きまして、69ページをごらんください。

(1) 差別や偏見を受けた経験という項目で、差別や偏見を受けた経験がある方が全体の44%という結果が出ております。ちなみに、町田市では毎年全ての市民、障がいに限らず全ての市民の方を対象にした市民意識調査を実施しておりますが、こちらでも同様に「差別や偏見を受けたことがありますか」という設問がありまして、障がいのない市民を含めた全体の調査では、差別や偏見を受けた経験があると答えた方が10%未満だったということで、この44%という数字はかなり高いという結果が出ております。

続きまして、72ページをごらんください。

(3) 差別禁止や権利擁護に関する法令等の認知ということで、障害者差別解消法等が施行されて間もないですが、こちらの認知度をお聞きしました。障害者差別解消法、障害者差別解消法の都条例の両方を知らない方が5割以上いらっしゃいまして、関連した項目として、その障害者差別に関する相談先を知らないと答えた方が6割以上いらっしゃいました。

最後に、83ページをごらんください。

自由記述欄を設けさせていただきました。将来望む生活についての自由記述では「住みなれた町田で暮らしたい」が最も多く、次いで「施設やグループホームを利用して生活したい」とったご意見が多くございました。地域での暮らしや必要な支援を受けながら暮らすというところのニーズが垣間見える結果が出ております。

続きまして、サービス未利用者調査の結果をご説明させていただきます。

まず、91ページをごらんください。

サービス未利用者の暮らしの状況としましては、家族と同居していると答えた方が約8割いらっしゃいました。ひとり暮らしの方は16%程度。障がい種別ごとに見ていくと、ひとり暮らしは精神の方で約2割と、他の障がい種別の方よりも若干多くなっています。

続きまして、96ページをごらんください。

(10) 平日の昼間の過ごし方という項目ですが、日中「主に自宅で過ごしている」と答えた方が一番多く、4割いらっしゃいました。

続きまして、97ページをごらんください。

障がいや疾病のため支援が必要と感じる困りごとがあるか、ないかという質問をさせていただいたところ、障がいや疾病のために支援が必要な困りごとがあると答えた方は44%いらっしゃいました。障がい種別で見ると、下のグラフになりますが、とりわけ精神の方では5割を超え、他の障がいよりも困りごとがあると答えた方の割合が多くなっているという結果が出ております。年齢別に見ますと、18歳から40歳未満の若い世代では56%程度の方が困りごとがあると答えております。

続きまして、100ページをごらんください。

(2) 障害福祉サービスの利用意向です。

障害福祉サービスを「利用したいと思うことがある」と回答した方は2割いらっしゃいました。次いで「障害福祉サービスのことを知らない、わからない」と答えた方が35%、「利用したいと思わない」と答えた方が36%という結果になっております。

続きまして、101ページをごらんください。

先ほどの障がいや疾病によって困りごとがあるか、ないかという設問に対して、困りごとがあると答えた人につきましては、この障害福祉サービスを「利用したいと思うことがある」と答えた方が33%いらっしゃいました。「知らない、わからない」が約5割を占めております。

また、困りごとがない人では「利用したいと思うことがある」が12%、「障害福祉サービスのことを知らない、わからない」と答えた人が26%となっているため、一定数サービスの利用意向があることがわかります。

102ページをごらんください。

障害福祉サービスを利用していない方に、利用したいと思う障害福祉サービスについてお聞きした項目です。

サービス未利用者が利用を希望するサービスは、就労に関する支援が36%と一番多く、次いで休日の趣味や余暇を過ごす支援であったり移動の支援の順に多いという結果が出ております。一方で「わからない」と答えた方も2割いらっしゃいました。

続きまして、104ページをお開きください。

障害福祉サービスを利用していない理由についてお伺いしました。

こちらにつきましては、「サービスを使う必要がない」とともに「どのようなサービスがあるかよく知らないから」と答えた方が4割程度いらっしゃいました。

続きまして、106ページをごらんください。

こちらは障がい者支援センターの認知について聞きました。

障害福祉サービスを利用していない方の障がい者支援センターの認知度は、全体で4割程度の方に「知っている」とお答えいただいております。先ほどの障害福祉サービスを利用していると答えた方々が8割程度でしたので、やはり認知度は少し低いという結果が出ております。障がい種別ごとに見ると、知的では6割の方が知っていると答えているものの、精神の方につきましては3割台と、少し差があるのかなという結果が出ております。

続きまして112ページ、障害福祉サービスを利用していない方につきましても、将来望む生活についての自由記述欄を設けさせていただき、そこで多かった意見としましては、今後、必要であれば障害福祉サービスや制度の利用をしたい。それから、やはり住みなれた町田で暮らしたいというようなご意見が多かったという結果が出ております。

続いて、施設入所者調査の結果の概要を説明させていただきます。

117ページをお開きください。

この施設入所者調査につきましては、まず、調査票の記入者が誰だったのかというところになりますけれども、調査の結果から、本人が自分で記入した割合は3.8%、家族や支援者が本人の意思を聞き取り記入した割合が10.1%、家族や支援者が本人の意向をくみ取って記入した割合が54.7%、無回答が31.4%でした。

続きまして、119ページをお開きください。

手帳の所持状況についてです。

愛の手帳をお持ちの方が8割程度いらっしゃいまして、身体障害者手帳をお持ちの方が45%程度いる。そして精神障害者保健福祉手帳が若干名いらっしゃるという結果になりました。

続きまして、121ページ。

入所している施設や生活についてということで、(1)現在入所している施設のある地域としましては、町田市内在が2割、東京都内、関東圏が各3割弱いらっしゃり、そのほかの地域を合計すると2割程度という結果です。

続きまして、122ページをごらんください。

現在の施設での入所年数についてお伺いしました。

入所期間が20年以上という長期の方が45%程度いらっしゃり、10年以上まで広げてみると7

割という結果が出ております。

続きまして、123ページをごらんください。

現在の施設に入所を決めた理由をお尋ねした項目になります。

入所を決めた理由としましては、「家族による介助が難しくなったため」と答えた方が54%、「常時介助が必要なため」と答えた方が31%、「家族や支援者などにすすめられたため」と答えた方が17.6%いらっしゃいました。

続きまして、125ページをごらんください。

今後希望する生活についてお尋ねしました。

今後の希望としては、「入所施設での生活を継続したい」と答えた方が7割程度。

施設に満足していることと、1人で生活する自信がないことが施設での生活を希望する理由の中心として上がっております。

続いて、127ページをお開きください。

こちらは回答数が大変少ないので、あくまで参考としてご紹介させていただきます。

(8) 施設を退所する際に支援してほしいこととして、「就労の支援」であったり「家族の同意をとること」という項目を選択された方が多かったという結果が出ております。

最後に128ページ、(9) 日常的な困りごとに関する自由記述ですが、多かった意見としましては、病気やけがなど施設で生活する上での困りごとを書かれる方が多かったという結果が出ております。

説明は以上になりますが、資料5の表紙に戻っていただきたいのですが、本日のこの会議では、報告書並びに事前にデータでお送りさせていただいている集計表の内容を踏まえて、次のようなご意見をいただきたいと考えております。

本調査結果報告書のまとめ方に関する改善提案、本調査結果からわかることで計画策定の際に勘案すべきと思われる事項、追加の集計表の作成要望、その他疑問点など。

会議でいただいたご意見は、調査結果報告書の取りまとめ及び次期計画策定の際の参考にさせていただきますと考えております。

説明は以上です。

○岩崎会長 ありがとうございます。

本調査は、町田市では障がいに関するこういうニーズ調査は初めてということですし、特にサービスの未利用者であったり施設入所者にも聞いている調査はなかなかないのではないかと思います。

事前に幹事会で少し検討した際に、2点追加で集計をお願いしたいという意見が出ております。

1点目は、ひとり暮らしをしている人と、ひとり暮らしをしていない人のいろいろな違いについてです。と申しますのは、先ほど施設入所を決めた理由のところでも、半数以上が「家族による介助が難しくなったから」ということです。つまり、社会的ケアによってひとり暮らしをする選択肢が現実でありさえすれば、施設に入らなくても済んだわけですね。とすると、実際に今の町田市の状況の中で、ひとり暮らしができる条件がどの程度整っているのか。もちろん、障がいを持っている全ての人たちがひとり暮らしをする必要はないと思うんですけども、やろうと思えば可能であるという条件をどうやってつくれるのかは、やはり障がい者の計画においてすごく重要な条件だと考えています。

もう一つは、日中どこにも活動に行くところがない人たちの問題です。もちろんその人たちも、いろいろな趣味であったり友人と語らったりそういったことをしていれば別に問題はないんですけども、近年、社会的孤立が大きな社会問題になってきています。イギリスでは孤独担当の大臣をつくったりとか、各国でも孤立に対しての支援がすごく重要視されてきているんですけども、特に障がいをお持ちの方で日中どこにも行くところがない人たち、その人たちのニーズが本当にないかどうかはすごく重要な課題だと認識していますので、この2点についてはぜひクロス集計をして、そうでない方たちとの比較をすることによってニーズを発掘したいなどは考えております。

では、今の集計のご報告等々に関して、ご意見、ご質問等あればどうぞ挙手してください。

○青山委員 就労・生活支援センターLet'sの青山です。

まず、この調査票の表記の仕方と、一部修正が必要かなと思われることが何点かあるので、この場で確認をよろしいでしょうか。

○岩崎会長 どうぞ。

○青山委員 まず表記の仕方なんですが、各設問で、表が2つある場合に表、説明、説明、表となっているページがほとんどだと思んですが、これはあえてこういう形をとっているのでしょうか。もしかしてこれを公表したときに、どういう形で公表されるのかわかりませんが、発達障がいの方等ですと、グラフがあつて説明、説明があつてグラフというのはちょっと読みづらいかなと思える部分もあつたので、ちょっとそこは確認を。

○岩崎会長 説明とグラフの順番を入れかえたほうがいいのかということですか。

○青山委員 ……というか、もともと議論があつてそういうふうになったのであればいいんで

すが、ちょっとそこは表記方法として、1つ課題というか、あれかなと思いました。

あと修正等に関しては、ちょっと細かいんですけども、この場でお伝えしたほうよろしいですか。

○岩崎会長 もし皆さんで議論すべき内容であれば出していただいて、事実的な問題であったり修正の要望であれば、後で事務局にメール等々でお伝えいただければ、それで対応することも可能だと思います。

○青山委員 三、四点、言葉の表記、年齢と障がいのパーセンテージが違うだろうなといった点がありましたので、後ほど事務局にお伝えします。

○岩崎会長 ありがとうございます。

○青山委員 もう一点だけ、設問で、例えば15ページの(7)障がいや疾病の内容のところ、他の設問も大体そうなんです、このグラフを見ていただくと知的障がいから始まって疾病と障がいが載っているんですが、精神が全て「精神障がい」ではなく「精神疾患」になっているんですね。これは見たら設問もそういう形になっているんですけども、ちょっと違和感があるかなと。なぜ「知的障がい」「発達障がい」という形で来て「精神疾患」になっているのか、1つ違和感を感じたところです。

○岩崎会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○小野委員 最初に、今日の議論で意見を出し尽くすのは無理だと思うんですね。各委員の皆さん事前に読んで来られていると思うんですが、ただ、実はメールで送られてきたクロス集計表、クロス集計表というのは設問と設問をクロスしてデータを加工するんですけども、印刷するとこれだけになるんですよ。これを見ないと読み切れないところがあるんですね。

だから今日以降、最終の報告書を上げるまで、まず委員の意見はいつまでがぎりぎり可能なかをちょっと確認させてください。

○安次富主任 可能であれば今月中、1月31日までにメール等でご意見をいただけますと幸いです。

○小野委員 では、それを前提にぜひ委員の皆さん、今日の議論を踏まえて、メールで送られてきた、老眼が進んでいる僕はすごい読みづらくて、A3で印刷しようと思ったんですけども相当な枚数になるのでちょっとやめたんですが、例えば、もっといろいろ設問と設問をかけ合わせないと読み取れないなと思ったのが——後ろからいきます。

施設入所者の調査結果で、117ページを開いていただきたいんですけども、これは来年見

直していく障がい者計画や障がい福祉計画全体に影響することなので、せっかくとった調査のデータはしっかりしたデータにして反映させたいと思うんですが、この施設入所者の調査、町田では初めてですよね。ほかもそうなんですが。障がい福祉の支援や制度を利用している人たちのニーズを把握した調査は初めてですが、117ページの施設入所者の記入者の内訳を見ていただきたいんですけども、本人の記入が3.8%。n（159）というのは件数ですね。この159人のうち3.8%が本人記入なんです。6人なんです。「家族や支援者が本人の意向をくみ取った記入した」という、この網かけがかかっているところは54.7%。これが87人なんですよ。

これを前提に、例えば125ページを見ていただきたいんですけども、施設入所、これは都外施設、東京都立秋田県とか東京都立茨城県とかそういったところに設置している入所施設も含めて答えてもらっているわけですが、今後もその入所施設の生活を継続したい人が71.7%。125ページの設問12です。

最初に言ったように、これ本人回答は6人、家族や支援者が代理で書いている人が87人なんです。この記入者と設問をかけ合わせると、本人の6人のうち継続して入所施設で暮らしたいのは2人、「施設を退所して、家族と生活したい」1人、「独立して生活したい」1人、「グループホームなどで生活したい」1人。これは回答にならないですよ。87人の家族、支援者が代理で書いている人のうち、「入所施設での生活を継続したい」が62人なんです。だからもう、これ本人の要望をくみ取ってとは言っても、これをそのまま「みんな入所施設にそのままずっといたいんだな」と思っただめなんだと思うんですよ。

ただ、データとしてはこういうデータになってしまっているの、表記としてはこのうち記入者が「こういう内訳ですよ」ということを、例えば設問12やその隣の設問12-1、こういうところでも記入者は入れたほうがいいと思うんですよ。126ページの「施設での生活に満足しているから」の49.1%のうち、本人回答は1人なんです。だから、ちょっと恣意的な結果になってしまうと思います。

例えば2つ目、サービス未利用者のところでも、先ほど岩崎会長が指摘したように、ひとり暮らしの人と家族で暮らしている人の日中の暮らし方で言うと、精神と身体と知的で全然違って来るんですよ。

もう一つ、これはサービスを利用している人でクロスをかけると違いが出てくるんですけども、34ページ、移動のサービスについて、下のグラフが満足度、量、時間数ですね。それと支援の質の満足度。「満足している」と「どちらかという満足している」が多くを占めています。上のほうのグラフを見ると、移動支援、同行援護、重度訪問介護、行動援護、これはそ

れぞれ障がい種別ごとに特化した支援なわけですね。移動支援というのは町田市の事業。一番多いです。月18時間というやつですね。同行援護というのは視覚障がいの方の移動介護。重度訪問介護というのは肢体不自由などの、病院の付き添い等も引つくるめて、家の中も外も自由に使える移動介護。行動援護というのは自閉症の方のものなのですが、この種別ごとの満足度は出てこないんです。クロスがないんです。皆さんのところにメールで送られているデータを見ても。

ただ、唯一年齢別にこの満足度をクロスしたデータがクロス集計の70ページにあって、今日は皆さん持ってきていないと思うんですけども。森山先生、これすごく重要なんですけれども、種別は問わないんですが、とにかく移動介護、移動支援について18歳未満は不満のほうが多いんです。18歳以上で満足している人がやや多くなる。まあ拮抗しているんですけどもね。

だからちょっと、今日ざっと見てこことここをこういうふうに、森山先生、部会の役割ですからクロス集計もう見ていますよね。もう読み込んでいると思うんですが、ぜひ「このデータを深掘りしたほうがいい」「精神のこの部分をもっと抽出したほうがいい」とか「重度の方のここをこういうふうに」「自閉症の方のこういう実態がこのデータから浮き彫りにならないのかな」という意見を、残り時間は少ないですけども少し意見交換して、ぜひメールで送られているこのデータを、ちょっと老眼にはきついんですが、ぜひ見ていただいたほうがいいのかと思います。

○岩崎会長 いかがでしょうか。

○坂本委員 小野委員から細々とした分析、いろいろと解析ありがとうございました。

今回のこのデータを見まして、困り事、それから暮らしの状況ということでアンケートをとっていただきまして、何となく実態というのかな、町田市のいろいろなサービスなり、障がい者別のデータがある程度出てきたのかなと思っています。

このデータをもとにして、一番基本的な施策推進協議会の目的の第5期計画で、これ第3章の——これ困り事の、この分析の話から入ったほうがいいんですか、それとも本題から入ってもいいんですかね。意見として。

○岩崎会長 この調査に関することではなくてですか。

○坂本委員 調査に関しての意見としてですね。

○岩崎会長 調査に関する意見であれば、どうぞ。

○坂本委員 これを見て、それで——そうか、その上で、2020年までに達成する成果目標というか一つの大きな目標をつくっていますけれども、それとの整合性がなかなかとりにくいので

はないかなというところがありまして、この辺はやはり委員長のところでまた。

2020年までに達成する成果目標、書いていますね。大きな目標で。この施策推進協議会で一応推進しようという。これが第3の、ページ数で言うと第5期計画の13ページです。この中の、もう一つは236名の入所者の地域生活への移行というのが大きな項目になっていますけれども、このデータを見ていくと、これは不可能に近いなど。今のこの計画の進め方ではちょっと問題があるのではないかなと。今まで約3年ですか、私が入りまして大体2年くらいですけれども、これを見ていると移行の成果というのは、なかなかできないのではないかな、そう思いました。

いろいろなサービスとか何かの分析もいいんですけども、やはり基本的なところで計画策定のところをもう一回検討する必要があるのではないかなという意見を言いたいと思います。

それから、施設入所のこの数字、236名というのは精神が入っていないということなんですね。精神病院のデータが。だから全然、知的障がい者あるいは身体障がい者の236名の施設入所。これ町田市の施設ですから、ですから精神病院関係のデータはこの中には入らない中で、今、施策を進めているというふうに。

私の意見としてはそんな感じなんですが、どんなものでしょうか。

○岩崎会長 もちろんこの調査は計画のためにしているので、当然これまでの計画に対する評価をし、また次の計画に対して、例えば足りない部分があればその部分について話し合いをするための資料という理解で結構だと思いますけれども。

○坂本委員 でも、この大項目を決めて、そして次にこれを、16ページですね、この一まあ、次の意見でいいですね。要望か何かもね。では、また次にします。

○岩崎会長 ほか、いかがでしょうか。

○堤委員 集計のことで3つほど、気になったというか、気づいた点なんですけど、まず、65ページに出ている情報取得の時に困ることですけども、65ページの表が障がい種別、年齢種別になっていて、その下の情報保障のサービスの利用状況とあわせてなんですけれども、特に下の情報保障のサービスの利用状況で「利用している」がわずか2.0%と出ていて、上の表も身体障がい、知的障がい、精神障がい、重度重複というふうに分けていますが、ここの部分で聴覚障がい、視覚障がいというような、別の項目だとそういうふうに分けている設問がいっぱいあるんですけども、ここでこそ聴覚、視覚というふうな区分が出てこない、その中で聴覚障がいの人は何割使っているか、視覚障がいの方は何割サービスを使っているかといった数字は全然変わってくると思うので、その集計はぜひしてほしいなと思ったのが1点目です。

2点目ですけれども、44ページ、家庭・家族について。「結婚したことがありますか」という数字が例えば65歳以上だったら78.1%なんですけど、これ、もうここからは推測になってしまうんですけども、高齢になってから障害者手帳を取得する人はとても多くて、だから障がい者にとっての結婚への困り事とか子育ての困り事といったときに、もしかするとこの人たちは障がい者になる前に子育てをされていて、結果、今こう聞かれたら「子育て・結婚したことがありますよ」と答えているように読めてしまうので、今回の集計の中で出すのは難しいかもしれないですけども、障がい者になってから結婚したことがあるのかどうかというところがすごく気になってしまった。中途障がいでも子育てに苦勞すること等はあるから、必要なかもしれないと思うんですけども、この一番下の65歳以上の78.1%というのは障がいのないときの経験を語っているのではないか、そういう読み取りになってきてしまうかなと思います。これが2点目。

3点目が、67ページです。

これは集計の仕方がどうのではなくて、今後の検討のときにぜひ考えてほしいなと思ったんですけども、困ることの1番が「避難所で必要な支援が受けられるか不安」、2番が「一人では避難できない」、3番目が「避難所の設備が障がいに対応しているか不安」この3つは、去年の秋の大雨のときも「命を守る行動をしてください」とテレビはがんがん言う。がんがん言うけれども、どうやって逃げるんだよという不満がそのさなかにフェイスブック等で私の友達等からも本当にがんがん出てきて、実はあのとき、町田ヒューマンネットワークでは境川周辺に住む人たちに声かけをして、事務所なり、あるいは高台にある私の家なりへの避難行動を実践したんですよ。

迎えが来れば避難したいという人は、本当に物すごくいる。そういう意味で「一体どうやってここを出ていったらいいの？」というところでの今後の検討課題として、ひとり暮らしの障がい者で行けない人に対する避難の対応策とか、それから避難所の問題というのも、今、町田市は二次避難所をつくっていると思うんですけども、二次避難所の前に、あの大きい体育館の中で本当に、いわゆるテレビ等の映像をイメージしたら車いすで行く気になれない、あるいは自閉症の人たちだったらもう行く気になれない、家にいると思うしかないんだけど、体育館ではなく各教室で、それこそある程度障がいに配慮した避難所をもうちょっと小さいイメージでつくっていけば、私は避難可能だと思うんですよ。熊本でも実践されてきたし。

だから二次避難所の整備も必要だけれども、一次避難所の中でどういう工夫をするかといったことは、この数字をもとにして今後、計画をつくるときにぜひ考えていただきたいなと思い

ました。

以上3点です。

○岩崎会長 1点目に関しては多分、事務局のミスというか、多分これはすべきものをしなかっただけなので、すぐ修正していただけたと思います。

2点目に関しては、必ずしもいい設問ではないんですが、問7に「あなたの障がいや疾病に気づいたのはいつ頃ですか」というのがあるので、それとクロスをすると今の問題については大分明らかになるのかなと思います。

それと災害に関して、確かにこれは重要なデータなので、特に先ほど言ったひとり暮らしの人で割合はどうかだったりとか、障がい種別ごとで、実際1人で避難できないのはどういう人たちがボリュームゾーンとして一番多いのかとか、そういったことは少し明らかにすることができるとかなと思います。

ほか、いかがでしょうか。

○森山委員 町田の丘学園の森山です。

もうちょっと分析していかないといけないなとは感じたところですが、33ページ、先ほど出てきた外出のところは障がい種別でまとめられていると思うんですが、こちらは年齢別にも見られたほうがわかりやすいのかなと感じたところです。

まとめ方の部分で言うと、あと44ページ。先ほどありましたけれども、結婚・出産・子育てのところ。このまとめのところに障がい種別もあるほうがわかりやすいかなというところ。

あと69ページ、差別を受けた経験というところで45%の方が差別を受けたことがあると回答していますけれども、これも年齢別にも見てみたいなというところがありますので、そのあたりのまとめ方をご検討いただければと思います。

○佐藤委員 法政大学の佐藤です。

今、森山委員が言われたことと重なるところがあるかもしれませんが、69ページの差別をなくすこと・理解協働についてですが、ぜひ男性と女性というところでも見させていただきたいと思っています。障がいのある方がさらに二重の差別を経験しているということもあるのではないかと、多分多くあるのではないかとこのことを知りたいと思いますので、ぜひそのような表記の仕方をお願いしたいと思います。

○浅野委員 聴覚障害者協会の浅野といいます。おくれてすみませんでした。

この内容を見ますと、やはり聴覚障がい者、いろいろ種類があるんですね。手話を使う人、手話を使わない人、いろいろあるので、これを「身体障がい」でまとめられると、やはり見て

もなかなか聴覚障がいの方が浮き彫りにならないんですね。また、聴覚障がい者とは言っても聾者の中にもいろいろと幅広くありますので、ニーズなども全く違うんですね。

調査の紙も来たんですが、ある人がこの調査を受けて、やはり読んでも意味がわからないという人も多くて、私に相談もあったんですね。「障がい福祉課に言って相談してください」と私は答えたんですが、そのような例もありました。確かに高齢者は、この文章はなかなかわかりづらい人もいますね。そして難聴者、読んでわかる人もいます。

聴覚障がい者は一括りにはできないので、私も相談を受けて困ったことがあったんですね。ですからその点、2点になるんですが、1つは、聴覚障がい者の問題が全然浮き彫りになっていないということ。あとこの調査の文字が、やはり読んでもわからない人がいたということをお伝えします。

○岩崎会長 すみません、障がいの種別に関しては基本的な集計の考え方として、身体障がいの内訳でデータにかなり変動があるものについては細かく分けて出そうというふうに、一応合意していたんですけれども、一部のデータでちょっとそういうものが落ちた部分があったので、もう一回事務局のほうで見直していただいて、身体障がいの中で例えば聴覚障がいだったりとか、視覚障がいの方で大きく値が違うところは結構あるんですね。そういったものについてはきちんと区別してデータを載せるように、もう一回チェックしていただきます。

あと、すみません、聴覚障がいの中でも難聴の方であったりいろいろな方がいらっしゃるのは一応知ってはいるんですけれども、今回の調査ではちょっと、聴覚障がい者の方の母集団そのものがちょっと小さかったので、さらに細かく分けてしまうとなかなか難しいということもあって、ご要望に添えませんでした。

あと調査票がわかりづらいというのは、大変申しわけなかったんですけれども、その点については、例えばどうするとわかりやすかったとか、どの辺がわかりにくかったということをぜひお教えいただければ、多分すぐには生かせませんが、次の調査であったり今後行うこういった調査に生かすことができるので、ぜひ意見をいただきたいと思います。

○浅野委員 わかりました。

○岩崎会長 ほか、いかがでしょうか。

○馬場委員 障がいはそれぞれあって、それぞれ要望とか満足度が違うというのは前提とした上で、これは何か全体が見えない感じがするんですけれども。例えば満足度のところだけでも障がい種別にレーダーチャートみたいな形で、この項目については満足だけれどもこの項目については不満足だとか、そういう満足度を数値化してあらわすような、全体をあらわして、そ

して個別のものが実際こういう形で数値が出ていますよという見せ方の話ですけれども、そういうものが必要ではないかと思いました。

○岩崎会長 それは確かに一つのアイデアですよ。

ほか、いかがでしょうか。

そうしたら、かなり大部な資料であって、お忙しい中で十分に読み込まれていない方もいらっしゃると思いますので、先ほど小野委員からも出ていたように、この調査に関しては今月中であれば再集計であったり、もっとこういうところを強調すべきだといった修正もご意見として承れるということですので、できればもう一度それぞれの関心のあるところを中心に見ていただくということで、ご意見をいただければと思います。

そのときに、先ほどのクロス集計、全部見るのはなかなか大変だと思うんですけども、特に気になったところだけでも結構ですので少し見ていただくと、これだけいろいろな立場の方がいらっしゃるの、それぞれの立場で見ていただくことはすごく意味があることだと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○小野委員 今回の調査を、今のレーダーチャートで表現するのも一つのいい案だなとも思ったんですけども、この調査の中から浮き彫りになった問題点、特徴を概要として、今回の調査結果の特徴点ということで、短い文章で構わないので冒頭にまとめを出すべきだと思います。そうしないと次の計画づくりに反映させていくことができないので、ぜひそれは、お願ひというよりも、そうしていきましょうという提案です。

○坂本委員 31日までにいろいろな要望ということで、例えばうちの場合、精神関係の話ですといろいろな利用度が全然少ないとか、それから障がい者支援センター等の利用も、問い合わせは多いけれども実際にはいろいろな相談が進んでいないとか、細かい点まで入れて今のデータを読み解きしながら提案すればいいということですか。

○岩崎会長 基本的には、このデータをきちんと示すというのは、この報告書をベースにして次の計画をつくれますので、例えばこの調査の中で問題点が見えているのに全く何も触れないというのは普通はちょっとあり得ないですよ。すぐに解決できなかったとしても、例えば「どういうふうに解決するのか検討します」といった文言を入れることも可能だと思いますので、ぜひこの調査、せっかくお金を出してやった調査ですので、最大の武器になるようにぜひご活用いただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。

○井上委員 井上です。

これは私のというよりも、先ほどご質問のあった精神科病院の入院患者さんについては、表紙のところにも注意書きで書いてありますけれども、事務局から改めてもう少し詳しくご説明いただいたほうがいいのかと思いますので、よろしくお願ひします。

○中島課長 事務局、中島です。

表書きにも書いてあるんですけども、精神科病院入院患者の調査についてということで、以前ご説明したように、町田市で医療保護入院で市長同意をしている方に、町田市として基礎情報があるのでお送りしたんですが、今のところ回収率が悪いことと——25件あったんですけども3名しかまだ回収がないんですね。もともと中川委員等の話があって、医療保護入院そのものが退院云々を協議できるレベルではないのかもしれないので、今、それ以外に、町田市としては誰が入院しているというのはなかなか把握しづらいところなんですけれども、各医療機関のほうで、長期になっている方でアンケートにご協力いただける方を今、医療保護入院のほうは市内だけではなく市外もですけれども、そちらのご協力は市内の精神科病院に少しお願ひをかけているところですので、もうしばらく集計をお待ちいただければと思います。

○岩崎会長 ほか、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして報告事項に移りたいんですが、その前に、その他を先にやらせていただきます。

戸塚委員から情報提供いただけるということですので、戸塚委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

○戸塚委員 ハローワーク町田の戸塚と申します。本日はお時間いただきましてありがとうございます。

ハローワーク町田で取り組んでおりますチャレンジ雇用について、皆様方に情報提供したいと思ひます。

お配りしました当日配付資料2をごらんいただければと思ひます。

初めに、ハローワーク町田の障がい者の雇用状況についてですけれども、障がい者の雇用状況は、公的機関、民間企業について毎年6月1日の状況を取りまとめて公表しております。令和元年度については昨年12月25日に公表されまして、厚生労働省、各都道府県の労働局のホームページで公表されております。

障がい者雇用状況報告は、民間企業は企業単位、公的機関も組織単位での報告になりますので、各工場単位とか各支店単位、また地方部局単位では公表されておられませんので、資料1の表に書かれているハローワーク町田の状況は公表されていないということを、初めにご承知お

きいただきたいと思います。

私どもハローワークは厚生労働省の組織の地方部局ですので、障がい者の雇用率は厚生労働省全体の中に含まれておりまして、参考までに、令和元年6月1日現在の厚生労働省の障がい者の雇用状況は、常用労働者数が5万4,079人、障がい者数が1,686人、雇用率は3.12%となっております。ハローワーク町田では2名の障がい者の方を雇用していきまして、身体の2級の方と知的障がいの方です。

表下の※のとおり、重度障がい者はダブルカウントとなりますので、2名分としてカウントされます。ですので、平成30年の障がい者数が3となっておりますし令和元年度が4となっているのは、軽度の知識障がいの方が退職して、新たに重度の知的障がいの方を雇い入れたことによるものです。

次に、2番目の「チャレンジ雇用とは」をごらんください。

チャレンジ雇用の対象とする障がいをお持ちの方は、原則として、一般就労の経験がなく、ハローワーク町田で雇用されて業務を経験することで一般就労につながると思われる方です。雇用期間は3年以内として、取り組みの目的は、ハローワーク町田で雇用終了時に一般就労へ移行させることです。言い換えれば就職を決めて雇用を終了させるということで、次の就職を決めることが重要になってきます。

また、障がいの部位の制限はありませんけれども、当所で雇用経験をしなくてもすぐに一般就労できる方、就職ができる方は対象にしておりません。また、当所で採用後すぐに就職できる方だと判断した場合は、3年間雇うのではなく、本人や支援機関、保護者と話し合い就職活動を始めることにしております。

ですので、この取り組みで重視する点は、一般就労として就職を決めて就労させることを目的としております。

雇用条件は、ごらんのとおりです。

次に、3番目のチャレンジ雇用への取組ですけれども、こちらは過去にハローワーク町田で雇用した方の状況を記載しております。

(1)の方は、私がハローワーク町田に平成30年4月1日に着任したときに在籍していた方で、雇用期間がもう既に2年間経過して3年目となることから、就職先を探し始めるという状況でした。求人開拓の中で町田市内の病院へオファーしまして、障がい者トライアル雇用を経て採用していただきました。

採用になった病院には、就職後、定着支援で私も同行させていただきましたけれども、この

企業は障がいを持った方を雇い入れてもなかなか定着しないことが課題となっていたそうです。ですけれども（１）の方を採用して、病院とのマッチングがよかったのか、初めての成功事例だとお話しになっていました。

（２）の方は、今、当所で勤務している方です。知的障がいでも重度判定されている方なんですけれども、作業能力が高く作業スピードも速い。雇い入れて半年で「もう就職させてもいいのではないか」といった声が出始めましたけれども、ただ、漢字が全然だめで、作業の中に漢字が入っておりますと何と読むのかわからないので、そこで作業が止まってしまう、それが課題となっております。

１年を経過した時点で保護者、支援機関を含めて今後のことを話し合い、もうちょっと業務の経験を積むか就職活動を始めるか検討している中で、本人から就職活動を始めたいという意思表示がありましたので、昨年10月25日に成瀬の町田市立体育館で行った障がい者の就職面接会に参加しまして、２社応募した中の１社に２月１日付で就職が決まったということで、今月末で退職する予定となっております。

応募した２社はいずれも特例子会社で、不採用になった１社、採用になった１社ともに漢字が苦手ということがネックになっていまして、不採用になった会社は、それが理由で二次面接で残念ながら不採用の連絡がありました。採用になった１社も、採用するか否か社内でいろいろ意見があったようで、最終的には実習を含めて６次面接までいきまして、最後は社長面接でやっと採用を決めていただいたという状況です。

（３）はこれからのこと、次に採用する方のことになります。今はまだ準備段階ですけれども、チャレンジ雇用の求人は広く公募、公開することはしてなくて、非公開としております。その理由としては、広く公開しますと応募者を募って採用選考していくわけで、通常その中で一番いい方を採用することになるんですけれども、すぐに就労できる方を採用する可能性が高くなりますので、そうするとチャレンジ雇用の趣旨にそぐわないこととなりますので、市内の支援機関に情報提供して、取り組みの趣旨に沿った方を推薦していただいて、当所で業務を経験することで一般就労の可能性のある方を雇い入れる形にしております。

ハローワーク町田では、平成19年から６名の方をチャレンジ雇用として雇い入れております。全員一般就労、就職へ移行させることができました。ここに書かれた人は全て障がいの部位が知的障がいとなっておりますけれども、知的障がい者しか受け入れないということではありません。最初に受け入れた方、ここには書いてありませんけれども、最初に受け入れた方は女性で、愛の手帳は持っておりましたが、障がいの特性から発達障がいの方だったと聞いています。

6名の方が一般就労できましたけれども、他のハローワークでも必ず一般就労へ移行できるとは限りません。3年間頑張ったけれども、一般就労へ移行できるまでレベルアップできない方も当然いらっしゃいます。

次に、裏面を見ていただきたいんですけども、裏面には業務の内容の画像を張ってあります。

2つ目に・新聞記事（労働関係）の切り貼りとありますけれども、この業務とその下にあります・求人一覧表の発送・配架準備、その下の・コピー用紙の補充、封入作業、画像にはありませんけれどもシュレッダー作業というのが、当所でチャレンジ雇用で雇い入れた方にやっていただく仕事になります。

その中の封入作業ですけども、こちらは当然ながら本人任せにはいたしません。誤発送防止の観点からも、必ず複数で中身を含めたダブルチェックをするようにしております。

一番上の・業務日報の作成ですけども、これは今回、（2）で雇い入れた方に初めてこの業務をやってもらいました。業務日報というのは、当所の就職件数とか当所で受けた求人の充足数といったハローワーク業務の主要指標の進捗管理をしているもので、とても重要な管理表になります。左上の画像で左上で抑えているように見えるペーパーなんですけれども、この毎日システムから配信されるものを、真ん中の画像で見ていただくと、その数字を拾ってパソコンにデータを入れて進捗管理表を作成していくもので、単純な作業ですけども間違えてはいけないものなので、右上の画像のように、入力が終わりましたら必ず職員が確認するというルールにしております。

それと、一番下の右側の画像ですけども、こちらは採否結果入力といいまして、これも今回の方に初めて行っていただいた作業になります。当所では1日約100件の紹介状を発行しております。その結果がFAXで送られてくるので、それが求人社から送られてきましたら当所の業務端末に入力していくという作業になります。

チャレンジ雇用の方には基本的にはIDとパスワードを付与していませんけれども、今回採用している方は所内のルールをわかまえて、興味本位で他のところを閲覧することがないと私のほうで判断しまして、IDとパスワードを付与して業務を行っていただいています。

画像で右手がテンキーを触っているのは求人番号を入力しているんですけども、求人番号は5桁とハイフンで8桁がつながってちょっと長い数字になっていますけれども、ごらんのとおり人指し指だけの入力ではなくて、かなり速くキーボードで入力できる方です。

チャレンジ雇用で雇用された方のスキルを見て、どのレベルまで業務ができるかを見定めて、

その上で上のレベルにもチャレンジさせています。

最後に、委員の皆様にご協力していただきたいことがあります。

今回のアンケート調査の報告を拝見しまして、自由記述欄で「障がいを理解してもらえない」という記述を何カ所か目にいたしました。障がいをお持ちの方が社会の中に入り、社会もそれを受け入れることは重要な課題だと思っております。私どもハローワークは、法律で定められた障がい者の雇用率を達成していない企業に対して指導業務を行っているんですけども、その中でときどき大きな壁にぶつかることがあります。その壁とは「総論賛成、各論反対」という言葉、聞いたことありますでしょうかね。

これを企業の指導に例えると、「障がい者の方が企業に就職して社会参加するのはとてもよいことだ。私どもの企業も賛同します。応援していきたいと思えます。法律の趣旨は理解します」と言われるんですけども、その後、我々が「そうですか、わかりました。あなたの会社は障がい者の雇用率を達成していませんので、障がい者をやとっていただけませんか」と聞きますと、「いや、うちの会社は仕事が難しいから障がい者の方は無理ですよ。障がい者は大企業が雇えばいいんですよ」まずこういうところから始まるんですね。障がい者を雇用していない企業との典型的なやりとりになります。

でも、ここで終わると我々の仕事は終わってしまいますので、ここから粘り強く指導が始まるんですけども、次の壁は、いろいろ説明する中でやっと企業が理解して雇用に前向きになってきてからなんですけれども、「法律で雇用が義務づけられたことは理解しました。当社でも障がい者の方を雇用したいと思えます。障がい者を雇用することは初めてなので、腕とか足に軽度の障がいがある方を紹介してください」。一歩進歩はするんですけども、「手とか足に軽度の障がいがある方を紹介してください」次の壁というのはここなんです。

うちのほうから「正直、腕とか足とかの軽度、6級程度の障がいのある方で今、ハローワークで仕事を探している登録者はいません。今、ハローワークで新規に就職の申し込みをする障がい者の約7割が、精神障がいまたは知的障がいですよ。軽度の身体障がい者にこだわると障がい者の雇用は進まない状況ですよ」と説明するんですけども、そうすると企業から「社内で大きな声を出されると困るし、刃物を振り回されるととても困ってしまうんですよ」こういう言葉が返ってくるんですね。聞きたくない言葉が返ってくる。

なぜ企業は障がい者のことを理解してくれないんだろうなと言いつつ返したくなるんですけども、そこはぐっと我慢して「駅のホームで大声を出している方全員が知的障がいの方ではないですよ、精神障がいの方も、誰もが刃物を振り回すわけではありませんし、報道されているの

は一部の方であって、仕事を探している方は自分をコントロールできる方です。私たちハローワークと地域の支援者がサポートしますので心配しないで」というところで理解を求めていくんですけども、理解していただいた会社はこの後に採用計画をずっとつなげていくんですけども、まだ企業の採用担当の方は表情が暗い。

ちょっと前置きが長くなりましたけれども、ここからが皆様にご協力いただきたいことになります。なぜ表情が暗いまま変わらないかというところなんですけれども、障がいをお持ちの方と接したことがない、障がいをお持ちの方とコミュニケーションをとったことがない、こういう方は企業に結構多くいらっしゃるんですね。委員の皆様は普段から障がいをお持ちの方と接して、コミュニケーションもとっていると思いますけれども、企業の中にいる方で、小学校、中学校から高校、大学を卒業して企業に就職する進路の中で障がいを持った方と接する機会がないという方はかなり多くいると思います。だから遠回しに見る駅での出来事とか、テレビ番組の報道等から入ってくる障がいを持った方の情報しかないんですね。これが偏見につながっているのではないかなと私は思っています。

以前、企業の指導業務を行ったときの話になりますけれども、ある企業で障がいを持った方を採用することになりまして、その企業で障がいを持った方の直属の上司になる方から相談を受けたんですけども、「私は障がいを持った方にどのように声をかけたらいいのかわからないんです。自分は今でも障がいを持った方と接したことがないので、不安です。知識がないので余計なことを言ってしまう、問題にならないかと不安です」と相談されたことがあります。障がいを持った方を社会で受け入れる、自分もそのとおりだと思っても、自分が障がいを持った方と接することになるとどうしたらいいかわからない、不安だ、できれば避けて通りたい。

残念ですが、企業の中にこのようなことを思う方は多く存在すると私は思っています。行政や支援機関もそう思って支援するべきだと私も考えております。でも、接する機会があれば不安を取り除くことはできるのではないかと考えております。その接する機会をつくることも大切ではないかと考えております。委員の皆様には、障がいを持った方が参加するさまざまなイベントを企画し、実行していると思います。ぜひ皆様のお近くの企業で働いている従業員の方をそのイベントに誘ってください。触れ合うことで不安が小さくなっていき、偏見が消え、その先に雇用が見えてくるのではないかなと私は思っております。

我々ハローワークも、今、チャレンジ雇用の話をしましたけれども、始めたときは、正直言って「ハローワークがそんなことでいいのか」と叱られてしまうぐらいひどかったです。雇用

率未達成企業の言い訳と同じ言い訳をハローワークの偉い方が言っていると聞いたこともあります。でも、10年間この取り組みを行っておりますと、各所で1名雇っておりますので、異動となっても新しい勤務先に障がいを持っている方がいらっしゃいますので、コミュニケーションをとったりして理解して、溶け合っているようになってきております。

ハローワークでは、企業に出向いての出前講座という取り組みを昨年度から始めました。精神障がい者、発達障がい者を正しく理解していただき、職場の上司や同僚がその方の障がい特性について理解し、ともに働く上での配慮等についての従業員を対象にした講座となっております。町田市民の方、町田市内の企業で働いている方が障がいのある方と接する機会がふえることで、相互の理解が進み、企業における雇用促進につながればというふうに思っております。

また、このチャレンジ雇用の取り組みは、就労・生活支援部会でも情報提供させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ちょっと長くなりましたけれども、本日はお時間いただきましてどうもありがとうございました。

○岩崎会長 ありがとうございます。

今の報告に関して、ご質問等ございますでしょうか。

○坂本委員 今、就労するときに、就労者へのパスポートみたいなものを発行しているんですか。それはもうやられて……

○戸塚委員 これから事業を始めるところです。

○坂本委員 できること、できないこととか、そういうものを分けて会社内にわかりやすくするように、そんな形ではもうやられているわけですね。

○戸塚委員 これからの事業なので。多分、来年度から始まる事業です。

○坂本委員 厚労省からもいろいろ出て、成功事例がいっぱい出ていますけれども、そういうもので精神関係については特に配慮してもらったほうがいいのかなと。

また、精神の場合もやはり自分で「障がいがあります」と言ったほうがいいのかなという、そしてオープンにできるような社会にしてもらえれば。ぜひよろしくお願いいたします。

○戸塚委員 全く同感です。よろしくお願いいたします。

○岩崎会長 あと、なかなか日中は難しいのかもしれませんが、出前講座の講師に障がいを持っている人ご自身が行かれたほうがいいと思いますので、チャレンジ講座の終了者であったりすると企業の側もイメージが付きやすいのかなと思いました。

それでは報告事項に戻らせていただいて、1番目、障がい者理解の促進に向け公演について、

事務局から報告をお願いいたします。

○安次富主任 資料6としてお配りさせていただいているチラシになります。

2月29日に今年度の障がい者の理解促進事業ということで、書かれている内容の公演を行います。NHKの「おかあさんといっしょ」の5代目うたのおにいさんをやられていた方が組織されたロックバンドになるんですけれども、知的の方とかいろいろな障がいのある方が携わっているバンドです。元ザ・ブルーハーツのドラマーの梶原さんも当日参加してドラムを叩いていただけるということなので、障がいのある方、ない方含めてぜひお越しいただきたいと思っております。所属の団体内での周知等、ご協力いただければと思います。

○岩崎会長 続いて2、日中サービス支援型グループホームについて、事務局からご報告をお願いいたします。

○福永主任 資料7「日中サービス支援型グループホームについて」をごらんください。

こちらですけれども、名前を聞いたことがないという方もいらっしゃるかと思いますので、概要を説明させていただきます。

このサービス、障害福祉サービスのグループホームのサービスの1類型として、2018年度から新たなサービスとしてできたものです。これは何のためのものかと申し上げますと、障がいのある方の高齢化だったり障がいの重度化に対応するためのグループホームなんですけれども、先に2枚綴りの2枚目、一番上に「重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たなタイプの創設（日中サービス支援型）」とあるほうをごらんください。

時間も限りがありますので概要をまとめて説明させていただきますと、普通のグループホームと何が違うのかというところですが、まず、普通のグループホームは日中は施設に通ったりですとか企業で仕事をしたり、そういう方が対象になっていまして、夜間グループホームに戻ってきて生活の支援、食事の支援、そういったものを受けて、朝はまた日中通うところに出ていくというような形なので、普通のグループホームというと主に夜間支援なんです。ただ、この日中サービス支援型のグループホームというのは、高齢化、重度化した方等なかなか日中通う先がない、通うのがちょっと難しいような方をターゲットとして、昼間も職員がちゃんとついて支援しますというような形になっています。

このサービスはグループホームの種類の一つなので、例えば障がいの種別を限定しているものではありません。身体、知的、精神、難病、どの方でも対象となりますし、サービス自体は特に支援区分、障がいの軽い、重いといったところでの線引きは特にありません。ただ、事業の趣旨としては、やはり障がいが高くてもなかなか日中外に行くことができない方、今で言うと、

例えば施設入所をしていて地域移行したいけれどもなかなかできない方とか、精神科病院に長期入院しているけれども退院する行き先がないとか、そういった方の受け皿となるようにつくられた制度になります。

普通のグループホームと違うのは、ちょっと規模が大きいということなんですけれども、2枚目の真ん中あたりに書いてありますが、1つの建物に20名まで入ることができるというかなり大規模、小さい入所施設みたいなイメージを持たれる方もいらっしゃるかもしれないんですけども、そういった大規模な建物で、地域においてなかなか行き場がないという障がいのある方の緊急の受け入れ先として、ショートステイも併設しなければいけないという形になっています。

ただ、あくまでもグループホームなので、入所とは違う、地域で生活するんですということなので、グループホームの中で全部完結してグループホームに閉じ込めることがないように、地域のいろいろな機関とちゃんと連携したりですとか、あとは地域生活で密接に交流をとっていくように、地域社会とどのように連携していくかとか、そういったところも計画していただく必要があります。

このサービス自体、日中施設に通う方がいてもいいんですけども、基本的にはそういう重い方を想定したサービスとなっています。

なぜこのお話をしたかと申し上げますと、1枚目に戻ります。

このサービスの場合、東京都が事業所を指定するんですけども、グループホームなので一応地域で生活をする場なんですよという事業の趣旨からして、地域と密接に連携していく、地域が見守っていく必要があるサービスということで、事業所の指定を受ける場合、事前に市区町村が設置する協議会の場で事業内容を説明して、協議会から定期的に評価を受けないといけないという形になっています。東京都では、この評価を受けた状態で指定の申請をしてくださという形になっています。

この協議会なんですけれども、意味合いとしては自立支援協議会の働きが想定されるんですけども、町田市の場合、この障がい者施策推進協議会が自立支援協議会の役割を兼ねていますので、こちらの協議会の場で評価をしていただきたいという形になっています。

具体的な協議会のかかわり方ということで、1枚目の真ん中から下のあたりに載せているんですけども、今年度に入って複数の事業者からこのサービスのグループホームをつくりたいという相談が来ています。どういう計画でやっていくのかといったところを障がい福祉課のほうでやりとりさせていただいている最中なんですけれども、障がい福祉課と事業者でやりとりした

後に、実際、協議会の場に事業者に来ていただいて、説明してもらいます。そして運営方針とか活動内容の説明をしていただいて、協議会の場で評価、意見や要望をお伝えいただく形になるんですけども、ただ、この協議会でこのグループホームがいいです、悪いです、認める、認めないというところを結論づけるものではなくて、あくまでも事業者が「これでやりたい」と提案した内容について、この部分はいいと思う、でもこの部分はまだ課題があるのではないかと、そういったところを協議会での意見、評価としていただきたいと思いますと考えています。

事業者は協議会で得た評価を指定する東京都に提出して、指定の手続が始まるという形になります。ただ、町田市のニーズ、例えば今、既存のサービスでなかなか受け入れ先がない方がいらっしゃると思うんですね。あとは市の課題になっている施設入所、あとは病院に長期で入院されている方の地域移行の行き先、そういった方をどれぐらい受け入れて貢献してくれる事業者がいるのかということなので、どの事業者が来ても全部「OKです」というわけにはいかないと思うんですね。

やはり協議会とか事務局の障がい福祉課のほうでその辺を見極めながら、今後の運営も見守っていく必要がある、そういった事業になりますので、市のニーズにちょっと合っていないなというような運営だったり、あと協議会で説明してもらったところでこの辺がまだ全然詰め切れていないといったところが余りにも多かった場合は、この事業所は懸念事業が多いのではないかと、市から東京都に上げていく可能性もあります。なので、協議会の場で評価はしていただきたいんですけども、協議会が全部の責任を負うわけではありません。

開所をした後も年に1回以上報告していただいて、協議会がそれを評価していく形になります。今、そういった流れのところまでは検討はしているんですが、詳細、ではどういうふうに評価していくのかとか、今、協議会の委員は20名いらっしゃるんですけども、どの規模でやっていくのかはこれから詰めていくところとして、まだ詳しい情報等はお伝えできないんですけども、今後そういったところで協議会委員の方にご協力をいただく機会が出てくるかと思っておりますので、その際はぜひよろしくお願いたします。

以上です。

○岩崎会長 今の報告2件に関して、質問等ございますでしょうか。

○赤松委員 町障連の赤松です。

この件につきまして、ただ紙ベースで認定するんですか。それとも見に行ったり、例えば私たち委員が年に1回査察と言っては変ですけども。他市でも、書類ではOKしたけれども結局問題を起こしているところが多数ありますので、親の会としてはそれがちょっと心配です。

○福永主任 事務局として考えているのは、まず指定申請の前は、先に全て整えて最後に協議会に来られるというのちょっと困った話になってしまうので、まず計画段階で協議会で説明していただいて、その後、環境を整えていただくのがいいのではないかと考えていまして、あと開設した後の評価については、他市の状況なども今、いろいろヒアリングをしていて、協議会の場に来てもらって書面で報告という場合もありますし、グループホームの現地に実際に協議会委員の数名と事務局が行って見学させてもらうといったことをやっている市町村もあるようですので、そのあたりはご意見を参考に検討していきたいと思います。

○岩崎会長 ほか、よろしいでしょうか。それでは本日は以上となります。ここで進行を事務局にお戻しします。

○岡担当課長 岩崎会長ありがとうございました。事務局の方から1点お詫びがございます。先ほど事務局から実態調査に関して後日意見を1月31日まで受け付けると申し上げましたが、取りまとめの都合上、1月29日までとという事で訂正させていただきます。

○坂本委員 実態調査に関するものの他に、計画の中身や策定のスケジュールに関する意見等も後日にだしてよいでしょうか。

○岩崎会長 計画の中身についてはこれから議論する内容となります。

○坂本委員 計画の策定に関する内容はこの協議会の場ですべて発言しなければならないのでしょうか。それとも、部会や事務局に提案等をだしてかまわないのでしょうか。

○岩崎会長 部会への提案については小野部会長いかがでしょうか。

○小野部会長 結構です。

○岩崎会長 事務局に対して、団体等から提案等を文書でお出しいただく事などは構わないかと思えます。

○坂本委員 わかりました。

○岩崎会長 それでは事務局の方よろしくお願いします。

○岡担当課長 岩崎会長ありがとうございました。本日の会議をもちましもちまして、2019年度の協議会の全日程が終了となります。次年度は計画策定の年となりますが、みなさまの知見を賜りより良い計画になるよう、引き続きご協力の程よろしくお願いします。次回の協議会は4月に開催を予定しております。また、あらためて、開催通知を出させていただきます。

なお、お車でいらした方は、駐車券に担当者が確認のゴム印を押しますのでご提出ください。それでは、これにて本日の会議を終了いたします。お疲れさまでした。

午後8時34分 閉会